一般財団法人 めぐろ青色申告会 会員の皆様へ

心震危險和貨場的

とうきょう共済の 新しい<mark>地震危険補償特約</mark>には ちょっと、スゴイところがあるんです。

ポイント

住宅を含まない 事業用建物でも 加入が可能です

一般の地震保険※では加入ができない住宅を含まない工場、事務所、店舗など完全事業用建物でも契約することが可能です。

ポイント

会員の皆様に 負担を掛けない 安心の掛金

なぜ?

一部損の支払い、動産(家財、 什器、商品)を対象外としたこ とで負担をかけない安心の掛金 で提供が実現できました。

地震危険補償特約最大の特長とは?

<u>住家物件(専用住宅、併用住宅)</u>でも<u>非住家物件(店舗、事務所、工場)</u>でも加入 することができます。(主契約の30%~50%の範囲内 1000万円限度)

この制度は、地震等により被災した中小企業者、小規模事業者の事業活動の再開および日常生活の再建の支援を目的としていることから、一般の地震保険※に加入できない完全事業用物件も対象としております。

- ◇地震危険補償特約は、火災共済とセットで加入する必要があります。
- ◇対象物件は、昭和56年6月以降の新耐震基準の建物となります。(昭和56年5月31日以前の建物であっても、新耐震基準と同等の耐震性能が確認できる場合にはお引き受けすることができます。)
- ※地震保険に関する法律に定める「地震保険」では、住居の用に供する建物または、生活用動産のみを保険の目的としています。

共同元受先 全日本火災共済協同組合連合会

◆お問い合わせ先

とうきょう共済 東京都火災共済協同組合

東京都中央区銀座2-10-18 東京都中小企業会館2階 TEL03-3542-0271 FAX03-3545-8606



◆取扱代理所

一般財団法人 めぐろ青色申告会 目黒区中目黒5-28-3 TEL 3713-1141 FAX 3713-1185

地震危険補償特約とは

① 補償の範囲

地震危険補償特約では、地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする火災・損壊・埋没・流失による損害に対 して共済金をお支払いいたします。



② 損害の認定

市区町村が交付する「り災証明書」により被害認定を行い共済金をお支払いします。「り災証明書」 が発行されない場合は組合が認定の基準に従って被害認定をおこないます。

全 壊

地震共済金額×100% (時価が限度)

耐火構造

大規模半壊

地震共済金額×60% (時価の60%が限度)

半壊

地震共済金額×30% (時価の30%限度)



③ 加入方法

火災共済



共済の対象は「建物」に限ります。

地震危険補償特約

④ 会員の皆様に負担をかけない安心の掛金

【共済掛金例】 地震危険補償特約の共済金額が1.000万円の場合(年払い)

住家物件(専用住宅、店舗併用住宅)

18,000円 28,000円 非住家物件(事業用の店舗、事務所、工場など)

耐火構造	非耐火構造
26,300円	40,800円

(FAX送付票)※下記の事項をご記入の上、お送り下さい。

非耐火構造

□ 資料を送ってほしい	お名前/会社名(ご担当者名)	
□ 加入の手続きをしたい		
□ 説明を聞きたい	ご住所	
□ 見積りを送ってほしい		
ご加入中の保険証書もFAXにてお知らせ 下されば、お見積りさせていただきます。	TEL	FAX
ご加入中の火災保険の満期日	送付枚数 合計 枚	代理所番号 51202

FAX 03-3545-8606

TEL 03-3542-0271

お電話でのご連絡・お問合せでも結構です。改めて担当の 小島 よりご連絡させていただきます。

※ とうきょう共済では、ご提供いただく個人情報の取扱について、個人情報の保護に関する法律を遵守すると共にその安全管理に努めています。
※ 本文書は地震危険補償特約の概要について記載したご案内文書です。当チラシは地震危険補償特約の全てを説明しているものではありません。詳細および共済金をお支払いできない場合等につきましては地震危険補償特約、パンフレット並びに重要事項説明書をご覧下さい。